

令和2年度(令和元年度実施事業分)事務事業評価各課総括表・2次評価表

2次評価者

建設部土木課

建設部長 大山 仁志

整理No	事務事業名	3か 年実 施計 画	事業の評価・課題		今後の事業の方向性	
			自己 評価	評価内容	方向性	内容
23-002	土木管理事務	なし	C	道路管理瑕疵の発生を防ぐため、月ごとに重点項目を定めた定期的な道路パトロールを行うことで、危険箇所や不具合の早期発見に努めた。 道路管理瑕疵ゼロの目標は達成できなかったが、平成18～27年度の発生件数が平均4.7件であったのに対し、近年は、平成28年度2件、平成29年度1件、平成30年度2件、令和元年度2件にとどまり、対策の効果は表れている。今後も必要に応じて対策のポイントや手法について見直しを行っていくことが重要である。 また、すぐやる隊により、道水路の危険箇所の応急処置や草刈りを始めとする住民要望への対応の迅速化を図ることができた。	改善 推進	管理瑕疵事故の要因となる可能性の高い未承認で行われる不適格な道路施設の工事を防止するため、市報等による周知や、建築・農地転用時等の機会に適切な指導を行っていく。 また、引き続き、道路管理瑕疵の未然防止および道水路の適切な管理のため、道路パトロールを徹底すると共に、危険箇所や住民要望への対応の迅速化を図る。
23-006	道路維持修繕事業 (維持修繕・改修)	あり	B	住民要望や道路パトロール等により、計画的に実施した5路線の道路改修工事のほか、道路瑕疵の原因や通行に支障となる危険箇所の修繕・改修工事を実施し、健全な生活道路を確保することができた。引き続き、毎月2回の道路パトロールにより、市内一円の危険箇所の早期発見と修繕を行う必要がある。	改善 推進	定期的な道路パトロールを継続する中で、危険箇所を早期に発見し、修繕・改修を行うことにより、安心して利用できる生活道路を維持する。また、住民要望については、緊急性や必要性を踏まえ、早期対応に努めるとともに修繕・改修計画を作成し、計画的に整備を実施する。
23-007	道路環境美化事業 (防草対策)	あり	C	市内一円の市管理道路28箇所の防草対策を実施し、快適な住環境の創出と安全性の確保を図ることができた。防草対策後に、草の繁茂が再発しないよう対策箇所の経過観察及び端部箇所等のメンテナンスを行い、防草効果を継続させる必要がある。	改善 推進	住民要望等により、新たに除草箇所が確認された場合は、緊急性や必要性を踏まえ防草対策の可否を判断して、計画的に実施する。
23-008	通学路安全対策事業	なし	B	法定通学路6路線の整備を実施し、安全な歩行空間を確保することができた。令和2年度に法定通学路の整備を完了する予定である。	改善 推進	令和2年度に法定通学路の整備が完了するため、今後は、学校指定通学路や各学校等との合同点検の結果を踏まえ、危険箇所の安全対策を計画的に進めていく。
23-010	生見平地線道路改良事業	あり	B	3筆の用地取得と3件の物件補償を行い、道路改良工事を完了させ、交通の円滑化と歩行者の安全を確保することができた。	終了	
23-012	道路舗装事業(維持修繕・改修)	あり	B	修繕計画に基づく舗装修繕5路線と住民からの舗装新設要望1路線のほか、道路パトロールで発見した早急に対策が必要な箇所の修繕等を実施し、道路通行の安全性を向上させることができた。道路の利用状況等により、舗装劣化の進行度合が各路線で異なるため、定期的な修繕計画の見直しが必要となる。	改善 推進	道路舗装の適切な維持管理のため、過年度に実施した路面状況調査や道路パトロール等で把握した劣化状況等を反映させた修繕計画の見直しを図り、計画的に修繕を進めていく。
23-013	橋梁維持修繕事業 (維持修繕・改修)	あり	B	修繕計画に基づき、目標としていた5橋の修繕を実施し、橋梁の適正な維持管理を行うことができた。また、道路法に基づき10橋の定期点検を実施し、そのうち、簡易な構造である5橋については、職員が目視点検を行い、コストの縮減を図ることができた。引き続き、法に基づく5年毎の定期点検を実施し、異常の早期発見および修繕を行っていく必要がある。	改善 推進	引き続き、定期点検による異常箇所の早期発見と計画的な修繕を行うことにより、道路橋の予防保全に努める。また、点検については、職員による目視点検を組み込みコストの縮減を図る。

整理No	事務事業名	3か 年実 施計 画	事業の評価・課題		今後の事業の方向性	
			自己 評価	評価内容	方向性	内容
23-016	用悪水路改修事業 (維持修繕・改修)	あり	B	住民要望や道路パトロール等で発見した危険箇所の修繕及び2箇所の水路を改修し、排水機能を確保することができた。引き続き、危険箇所等の早期発見に努め、計画的に修繕をしていく必要がある。	改善 推進	用悪水路の適切な維持管理のため、住民要望や道路パトロール等により、危険箇所等を早期発見し、緊急性や必要性を踏まえ、予防保全的な観点から計画的に修繕を進めていく。
23-017	水路環境美化事業 (防草対策)	あり	C	市内一円の市管理水路6箇所の防草対策を実施し、快適な住環境の創出と排水機能の確保を図ることができた。防草対策後に、草の繁茂が再発しないよう対策箇所の経過観察及び端部箇所等のメンテナンスを行い、防草効果を継続させる必要がある。	改善 推進	住民要望等により、新たに除草箇所が確認された場合は、緊急性や必要性を踏まえ防草対策の可否を判断して、計画的に実施する。
23-018	浜池堤体改修事業	あり	B	堤体の安全性を向上させるため、詳細設計において補強対策等を検討し、次年度の整備に反映させることができた。この詳細設計に基づき、令和2年度に堤体の改修工事を完了する予定である。	改善 推進	令和2年度に堤体の改修を完了することから、今後は降雨などによる被害を軽減させるため、池の水位調整を適切に行っていく。
23-019	洪水調整機能改良 事業(ため池)	あり	B	市が管理するため池82箇所の現状把握と雨水の洪水調整機能の調査業務を行い、水害対策が可能なため池を抽出し、各ため池の放流施設の状況から雨水調整機能の対策の可否を整理することができた。令和2年度から放流施設の改修を行ううえで、地元との調整を行う必要がある。	改善 推進	今後は水害対策が可能なため池の放流施設を改修し、洪水調整能力の機能強化を図る。

整理No	事務事業名	3か 年実 施計 画	事業の評価・課題		今後の事業の方向性	
			自己 評価	評価内容	方向性	内容
課等長	1次評価(令和元年度の総括評価)					
B	土木管理事務では、道路管理瑕疵発生ゼロを目標として、月ごとに重点項目を定めた定期的な道路パトロールを行うことで、危険箇所や不具合の早期発見に努めたが、2件の管理瑕疵が発生した。原因を踏まえた対策が必要である。道路維持修繕事業は、5路線の道路改修工事を始め、危険箇所の修繕・改修を実施し、生活道路の安全性を向上することができた。住民要望等については、緊急性や必要性を踏まえ早期対応に努める必要がある。 道路環境美化事業は、28箇所の防草対策を実施し、草刈などの除草箇所を縮減するとともに住環境の快適性を向上することができた。 通学路安全対策事業は、法定通学路6路線の整備を実施し、安全な歩行空間を確保することができた。令和2年度に、法定通学路の整備を完了する予定である。 生見平地線道路改良事業は、全ての用地を取得と道路改良工事を実施し、事業を完了することができた。 道路舗装事業は、5路線の舗装修繕と1路線の舗装新設に加え、道路パトロールで発見した危険箇所の簡易修繕を実施し、路面の損傷を未然に防止することができた。舗装の健全度が、各路線により異なるため、定期的に修繕計画を見直す必要がある。 橋梁維持修繕事業は、修繕計画に基づき、5橋の修繕を実施することができた。また、橋梁点検では、職員により、簡易な構造の5橋を目視点検し、コストの縮減を図ることができた。 用悪水路改修事業は、緊急性の高い水路1箇所の改修と破損や危険箇所の修繕を実施し、排水機能を確保することができた。 水路環境美化事業は、6箇所の防草対策を実施し、草刈などの除草箇所を縮減するとともに住環境の快適性を向上することができた。 浜池堤体改修事業は、堤体の安全性について、詳細設計を行い改修方法を把握することができた。 洪水調整機能改良事業は、市管理のため池82箇所の調査を行い、水害対策が可能なため池を抽出し、放流施設の洪水調整対策の可否を整理することができた。					
部等長	2次評価(令和元年度の総括評価並びに今後の方針及び指示事項)					
B	土木管理事務は、過去の道路管理瑕疵の発生原因を踏まえ、今後も道路パトロールおよび予防的な修繕を実施することにより、道路・水路等の管理瑕疵ゼロを目指すこと。また、建築・農地転用時等の機会を捉えた適切な指導を強化するとともに、管理瑕疵事故の要因となる可能性の高い未承認で行われる不適格な道路施設の工事を防止するため、市報等で市民への周知を図ること。 道路維持修繕事業は、マイルポや住民要望について、緊急性及び必要性を踏まえ早期に対応すること。 道路環境美化事業は、引き続き防草対策を実施し、草刈などの除草箇所を縮減するとともに住環境の快適性を向上させること。 通学路安全対策事業は、法定通学路の整備と、通学路点検により発見した危険箇所の対策を計画的に実施すること。 生見平地線道路改良事業は、県と円滑に事業を進め、事業を完了することができたが、今後は高根線との連携を図り、安全な歩行区間の確保に努めること。 道路舗装事業は、道路の利用状況等により、舗装の劣化度合が異なるため、路面調査や道路パトロールを定期的実施し、修繕計画の見直しを行い、予防保全に努めること。 橋梁維持修繕事業は、道路法に基づく定期点検について、引き続き職員による点検を進めコスト縮減を図ること。 用悪水路改修事業は、住民要望や道路パトロールなどにより発見した緊急性や必要性の高い水路について、早急に対応し排水機能を確保するとともに、浸水被害の軽減に努めること。 水路環境美化事業は、引き続き防草対策を実施し、草刈などの除草箇所を縮減するとともに住環境の快適性を向上させること。 浜池堤体改修事業は、下水道や公園整備の計画と整合を図り、堤体の改修を進めること。 洪水調整機能改良事業は、水害対策が可能なため池を優先して、既存の放流施設の洪水調整機能の強化を計画的に進めること。					